令和７年 中間市農業委員会総会（4 月）議事録

1．開催日時　令和 7 年 4 月 14 日（月）10 時 00 分開会～11 時 00 分閉会

2．開催場所　中間市地域交流センター 第 1 会議室

3．出席委員　6 名　会長　柴田　功　　1 番　貞末　照　　2 番　白橋　宏
　　3 番　貞末　重雄　4 番　日髙　靖　　6 番　井上　俊子

4．推進委員　3 名　丸山 政和　小西 一史　田中 久光

5．傍 聴 者　0 名

6．事 務 局　4 名　宮﨑事務局長　花田補佐　坂本　熊井

7．議事日程について
　報告第 1 号　　農地法第 5 条の第 1 項第 6 号の規定による届出について（転用）
　議案第 9 号　　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見照会について（所有権移転）
　議案第 10 号　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見照会について（所有権移転）
　議案第 11 号　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見照会について（所有権移転）
　議案第 12 号　認定農業者の認定に係る意見照会について
　議案第 13 号　令和７年度最適化活動の目標の設定等について

【議事内容】
〇〇議長：ただいまの出席委員は６名で委員定数の過半数に達しております。よって、令和７年４月の農業委員会は成立いたしました。それでは本日の会議を始めたいと思います。本日の日程は、お手元の議案書の要領で進行いたしますのでよろしくお願いいたします。
報告について議題といたします。
報告第 1 号「農地法第 5 条の第 1 項第 6 号の規定による届出について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事 務 局：資料１ページをお開きください。報告第 1 号「農地法第 5 条の第 1 項第 6 号の規

定による届出について」です。今回１件届出がなされていますので、ご説明いたします。
農地の所在中間市大字垣生字草場○○○○。面積 748 ㎡。譲渡人○○○○。住所中間市大字垣生○○○○。譲受人○○○○。住所東京都西東京市芝久保町四丁目○○○○。転用目的は集合住宅となっています。こちらの農地の位置図及び写真を２ページに載せております。位置図の左側をご覧ください。対象地の下の住宅地と併せて集合住宅を建てることなっております。
続いて２件目です。農地の所在中間市岩瀬西町○○○○。面積 352 ㎡。譲渡人○○○○。住所福岡市中央区小笹○○○○。譲受人○○○○。住所中間市岩瀬西町○○○○。転用目的は露天駐車場となっています。こちらの農地の位置図及び写真を３ページに載せておりますのでご確認ください。
説明は以上です。

○○議長：事務局の説明がありましたが、本件についてご意見ご質問はありませんか。

○○委員：１件目の土地を現地確認に行ったところ、既に重機が入って工事が進んでいるようでしたが、これは承認を受けてからなのですか。

事 務 局：市街化調整区域であれば承認を得てからでないと工事等は進めれないですが、市街化区域であるため、先に届出を行い、事務局で受理となれば進めることができます。

○○議長：他にご意見はありませんか。
無いようですので、これで報告第１号を終わります。次に議案事項を議題といたします。議案第９号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見照会について（所有権移転）」を議題といたします。
それでは、提案理由の説明を求めます。

事 務 局：資料の８ページをご覧下さい。議案第９号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見照会について（所有権移転）」についてです。
こちらは農地中間管理機構を使った農地売買で、今までは農業経営基盤強化促進法に基づいて所有者が機構へ売るための承認手続き、その後、機構から担い手へ売るための承認手続きを農業委員会で行い、２ヵ月程度時間を要するものでした。法律の改正によって農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて行うことになっており、今まで利用権及び所有権は農業委員会の承認を得ておりま

したが、今後は借り手と買い手について意見等は無いか総会で確認し、農業委員会の意見として機構へ報告することとなったため、今回から総会資料の様式も変更しております。
それでは、ご説明します。
農地の所在中間市大字上底井野字義王〇〇〇〇外1筆。面積合計2,903㎡。所有権を移転する者〇〇〇〇。住所中間市扇ヶ浦四丁目〇〇〇〇。移転の時期令和7年5月26日。支払方法口座振替。支払期限令和7年5月26日。利用目的田。所有権の移転を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。10aあたりの売買価格は50万円。売買価格1,451,500円。移転の時期令和7年6月25日。支払方法口座振替。支払期限令和7年6月25日。現所有者から農地中間管理機構へ所有権が移転した後、次の買い手への所有権移転の手続きとなります。ただいまご説明した農地につきましては、9ページに位置図を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

〇〇議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等はありませんか。
事務局から説明がありましたとおり、今回から様式が変更となっており、承認から意見照会に変更となっております。

〇〇委員：手続きが早くなるのはいいですね。

〇〇委員：機構が判断するということですが、機構からだめと言われる可能性はあるのですか。

事務局：だめと言われる可能性というよりも農業委員会からの意見で地域計画に基づいている担い手か、所有するにふさわしい農業者であるかを農業委員会として判断するので、計画自体が成り立たない場合以外は機構はだめとは言わないです。

〇〇委員：機構が判断することとなったのはなぜですか。

事 務 局：機構が農地中間管理事業を行っており、今までは農業委員会の承認を得て進めるという手続きから、農業委員会の意見を聴いて進めるということに変更されておりますが、事務手続きは機構が行うことに変わりは無いです。

〇〇議長：農業委員会の意見の内容によって判断するということです。常設審議委員会でも同じようなことがあります。だめですとはいえないけれど内容の不備等につ

いてや近隣の声等を意見として提出して、機構はそれを一つの判断材料としています。

○○委員：農業委員会が意見無しとすれば通るものなんですね。

○○議長：基本的にはそうなりますね。

○○議長：他にご質問等はありませんか。無いようですので採決に入ります。
本件について賛成の方は挙手をお願いします。
はい、ありがとうございます。
全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第9号を終わります。
続きまして、議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見照会について（所有権移転）」を議題といたします。議案第10号につきましては○○○○委員の案件が含まれますので退室をお願いします。
それでは、提案理由の説明を求めます。

事 務 局：資料10ページをご覧下さい。
議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見照会について（所有権移転）」について説明します。
農地の所在中間市大字上底井野字城ノ下○○○○。面積1,198㎡。所有権を移転する者○○○○。住所中間市扇ヶ浦四丁目○○○○。移転の時期令和7年5月26日。支払方法口座振替。支払期限令和7年5月26日。利用目的田。所有権の移転を受ける者○○○○。住所中間市大字上底井野○○○○。利用目的田。10aあたりの売買価格は50万円。売買価格599,000円。移転の時期令和7年6月25日。支払方法口座振替。支払期限令和7年6月25日。
ただいまご説明した農地につきましては、11ページに位置図を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

○○議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等はありませんか。
無いようですので採決に入ります。
本件について賛成の方は挙手をお願いします。
はい、ありがとうございます。
賛成多数のため、原案のとおり承認されました。これで議案第10号を終わり

ます。〇〇〇〇委員は入室をお願いします。
続きまして、議案第 11 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見照会について（所有権移転）」を議題といたします。
それでは、提案理由の説明を求めます。

事 務 局：資料 12 ページをご覧下さい。
議案第 11 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見照会について（所有権移転）」について説明します。
農地の所在中間市大字上底井野字義王〇〇〇〇外 6 筆。面積合計 4,511 ㎡。所有権を移転する者〇〇〇〇。住所中間市上底井野〇〇〇〇。移転の時期令和 7 年 5 月 26 日。支払方法口座振替。支払期限令和 7 年 5 月 26 日。利用目的田。所有権の移転を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。売買価格 2,255,500 円。移転の時期令和 7 年 6 月 25 日。支払方法口座振替。支払期限令和 7 年 6 月 25 日。
２件目。農地の所在中間市大字上底井野字義王〇〇〇〇外 1 筆。面積合計 2,399 ㎡。所有権を移転する者〇〇〇〇。住所鞍手郡鞍手町古門〇〇〇〇。移転の時期令和 7 年 5 月 26 日。支払方法口座振替。支払期限令和 7 年 5 月 26 日。利用目的田。所有権の移転を受ける者〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。利用目的田。売買価格 1,199,500 円。移転の時期令和 7 年 6 月 25 日。支払方法口座振替。支払期限令和 7 年 6 月 25 日。
ただいまご説明した農地につきましては、13、14 ページに位置図を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

〇〇議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等はありませんか。
無いようですので採決に入ります。
本件について賛成の方は挙手をお願いします。
はい、ありがとうございます。
全員のため、原案のとおり承認されました。これで議案第 11 号を終わります。
続きまして、議案第 12 号「認定農業者の認定に係る意見照会について」を議題といたします。それでは提案理由の説明をお願いします。

事 務 局：資料の 22 ページをご覧下さい。議案第 12 号「認定農業者の認定に係る意見照会について」です。今回は認定を受けている方の期間満了に伴う申請となって

おります。それではご説明いたします。
１件目、申請人〇〇〇〇。住所中間市大字上底井野〇〇〇〇。営農類型水稲、大豆、大麦。経営改善の方向の概要、作業内容の見直しを行い作業効率化を進めていくと共に農地中間管理機構を活用して集積・集約化を目指す。また、子どもへの事業継承に向け農業経営の体制を整えることとしております。年間労働時間 1,700 時間を予定しており、年間所得 650 万円を見込んでおります。経営規模拡大に関する目標、現状 535ａ、令和 12 年は 541ａを目標としております。２件目、申請人〇〇〇〇。住所中間市大字中底井野〇〇〇〇。営農類型水稲、大豆、野菜。経営改善の方向の概要、兼業農家として作業内容の見直しを行い、作業効率化の改善を図るとともに農地中間管理機構を活用して、集積・集約化を目指す。また、作物毎の収益を算定し、無駄な経費を削減していくこととしております。年間労働時間 1,500 時間を予定しており、年間所得 300 万円を見込んでおります。経営規模拡大に関する目標、現状 428ａ、令和 12 年は 476ａを目標としております。
３件目、申請人〇〇〇〇。住所中間市大字下大隈〇〇〇〇。営農類型水稲、大麦。経営改善の方向の概要、兼業農家として作業内容の見直しを行い、作業効率化の改善を図るとともに農地中間管理機構を活用して、集積・集約化を目指す。年間労働時間 500 時間を予定しており、年間所得 236 万円を見込んでおります。経営規模拡大に関する目標現状 260ａ、令和 12 年は 300ａを目標としております。
４件目、申請人〇〇〇〇。住所中間市大字垣生〇〇〇〇。営農類型水稲、大豆、野菜。経営改善の方向の概要、兼業農家として作業内容の見直しを行い、作業効率化の改善を図るとともに農地中間管理機構を活用して、集積・集約化を目指す。年間労働時間 915 時間を予定しており、年間所得 250 万円を見込んでおります。経営規模拡大に関する目標、現状 250ａ、令和 12 年は 260ａを目標としております。説明は以上です。

〇〇議長：はい。ただいま事務局の説明がありましたが、本件について、ご意見ご質問等はありませんか。
2 件目から 4 件目は兼業農家であるため、所得目標が低くなっております。
また、1 件目の方は申請者だけで無くご家族で行っており、高齢であることから、今後は子への継承に向けて体制を整えていくことも加えて更新の申請としております。

〇〇議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見はありませんか。
それでは、採決を取ります。本件について賛成の方は挙手をお願いします。

はい。ありがとうございます。全員賛成のため原案のとおり承認されました。これで議案第12号を終わります。つづきまして、議案第13号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

事 務 局：資料27ページをお開き下さい。議案第13号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」です。こちらは毎年の最適化活動の目標を設定し、翌年度結果を集計して報告することとなっております。今年度の計画案を作成いたしましたのでご説明します。農業委員会の状況は、令和5年7月20日に改選を行っていますので、任命・委嘱年月日は令和5年7月20日、任期満了は令和8年7月19日。農業委員数及び農地利用最適化推進委員数の定数は前回と変わらず7名と3名。実数は農業委員数7名、うち認定農業者は委員数の過半数を超えており4名、女性委員は1名、中立委員1名。農地利用最適化推進委員実数3名。担当区域数5となっています。次に2農家・農地等の概要は、直近の2020年度に行っている農林業センサスを基に作成しており、総農家数は96経営体。農業経営体数は62経営体。基幹農業者従事者数は85人。うち女性36人。40代以下10人。認定農業者数につきましては24経営体。集落営農組織は1経営体となっています。耕地面積は田260 ha。畑12 haで合計272 haとなっております。

次に28ページをお開きください。

（1）最適化活動の成果目標は、農地の集積現状及び課題は、管内の農地面積272haに対して、集積面積189 ha。集積69.5%となっています。

課題としては、農業従事者の高齢化等により、離農者の耕作地を後継者や地域の担い手等に受け継ぐことが重要であるが、地域の担い手の確保及び担い手への集積が課題となっています。

②の目標については、令和10年度までに集積率80%、今年度の新規集積面積7ha、今年度末の集積面積の累計196ha。今年度末目標の集積率72.1%としています。

(2) 遊休農地の解消については、中間市は緑区分の遊休農地は無く、黄区分の遊休農地面積2.3ha。課題については、新規の遊休農地の発生は抑制できているが、長期間遊休農地となっている農地の解消に係る費用面等の問題により、解消困難となっていることが課題となっています。

目標については、伸びている草を刈り、耕せば農地として利用できる緑区分は市内にはありませんので0となります。黄区分については、現状の2.3haは所有者の意向を確認しつつ、耕作出来る状態への可能性等を検討しながら解消に向けた工程を組んでいくことを目標としております。

29 ページをお開きください。
（3）新規参入の促進については、現状は課題に書いてあるとおり、新規参入者が経営していく規模の農地が市内に無いことが要因で新規参入が進んでいない状況です。目標として権利移動の面積を平均で出すこととなっているが、過去３年新規参入者が以内ので０としております。
2 の最適化活動の活動目標について、推進委員等が最適化活動を行う日数の目標は 1 人当たり活動日数を月 5 日。最適化活動を行う農業委員は 7 名、農地利用最適化推進委員 3 名。こちらは 4 月 1 日時点での計画を作成することとなっておりますので農業委員数が現状と異なっております。(2) 活動強化月間の設定目標については、活動強化月間の設定回数 3 回。取組時期は 8 月農地パトロール等で把握した遊休農地の解消に向け、農地中間管理機構との協議や担い手へのあっせんを行います。12 月と 2 月に農地利用意向把握等の情報収集や市の広報等で所有者に向けた農地の売買及び利用権設定に関する周知等を行う予定としています。
（3）新規参入相談会への参加目標については、現状 1 回としており、県が主催する研修会等に参加して、新規就農者に関する知識を学ぶことを予定としています。今後、他に新規就農に関する研修会等あれば参加回数は増えますが、目標として１回としております。説明は以上です。

○○議長：事務局から説明がありましたが、本件についてご意見はありませんか。

○○委員：農業委員会の現在の体制ですが、国や県から女性委員を３０％にするよう方針が出ていると思います。その方針を満たすために本市は２名女性委員が必要ですが現在１名の状態です。事務局は、今後女性委員を増やすためにどのように考えてますか。

事 務 局：次の改選が令和 8 年 7 月であるため、それに向けて女性の農業委員を増やせるよう周知等を行っていくこととしております。ただ、自薦・他薦による公募を行い、審査委員会で決定していくので女性委員を増やせるかは不明ですが、国の方針を満たせるようになればと思っております。

○○議長：他にないでしょうか。無いようですので採決に入ります。
本件について賛成の方は挙手をお願いします。
はい、ありがとうございます。
全員賛成のため、原案のとおり承認されました。これで議案第 13 号を終わります。

続きまして、「その他」を議題といたします。何かご意見はありますか。

事 務 局：-転用届に関する報告書について-
-農業委員について-

〇〇議長：以上で「その他について」を終わりたいと思います。
次に、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は会議規則第９条により議長において、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員を指名いたします。
以上をもって全日程を終了いたしましたので、本日の会議を閉会いたします。
お疲れ様でした。